

見直しのポイント

◀ 1 ▶ 重点整備地区の更新・追加

06ページ参照

- 国の基本方針における旅客施設のバリアフリー化の目標の対象が一日平均利用者数3,000人以上の施設であることや、立地適正化計画(平成28年3月)や地域の特性から面的な整備が必要と考えられる地区などを踏まえ、新たに「八軒地区」「路面電車沿線地区」を追加しました。このうち、「路面電車沿線地区」は、1日あたり約2.4万人が乗車する路面電車の路線のループ化や低床車両の導入が進み、人や環境に優しい輸送機関として都心周辺部での利便性の高い生活を支えていることに加え、沿線の観光施設へのアクセス手段として重要な役割を担っている点を評価するとともに、沿線地域に生活関連施設が点在することなどを踏まえ、重点整備地区に指定しました。
- 旅客施設(一日平均利用者数5,000人以上)や地域交流拠点を中心とした地区を対象に旧基本構想で設定した53地区について、生活関連施設の立地状況により、必要に応じて範囲の見直しを行いました。このうち、「苗穂地区」では駅の移転や周辺の再開発事業等を考慮し、新たに駅北側の区域を追加拡大しています。

◀ 2 ▶ 生活関連施設の更新・新たな対象の追加・拡大

07ページ参照

- バリアフリーに関係する国の動向及び札幌市の関連計画や、障がい者団体等を対象としたアンケート結果を踏まえ、生活関連施設の対象として、「区保育・子育て支援センター」「大規模な立体駐車場」「観光施設」「公立小中学校」を追加しました。
- 旧基本構想では商業施設の対象範囲を地区の中心となる旅客施設等から半径500mとしていましたが、このうちスーパーマーケットについては、特に生活に密着した施設であり、高齢者及び障がい者、ベビーカー使用者を対象としたアンケートにおいても利用頻度が高いという結果が得られていることから、スーパーマーケットの対象範囲を経路延長1km程度までに拡大しました。
- 既に生活関連施設に位置付けていた施設についても、前回の基本構想の見直し以降に新設・廃止等されているものを反映し、現在の状況に更新しました。

◀ 3 ▶ 生活関連経路の更新

08ページ参照

- 重点整備地区の追加・拡大及び生活関連施設の更新・対象範囲の拡大・新たな対象の追加にあわせて生活関連経路を更新し、総延長は約325kmとなりました。

◀ 4 ▶ 施設整備の考え方

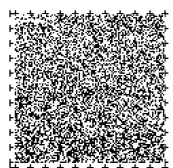
09~11ページ参照

- 国の基本方針の改定(令和3年)を踏まえ、2030年度までの各施設等のバリアフリー整備に関する方針や、当面の取組を決定しました。

◀ 5 ▶ ソフト施策の強化

12ページ参照

- 施設(ハード面)が整備されていたとしても、周囲の配慮や理解、適切な情報提供などのソフト面が欠けているとバリアは解消できません。令和2年の法改正においても、心のバリアフリーに係る施策などソフト施策の強化が盛り込まれており、ソフト施策の強化に取り組むこととしました。



3 理念と基本方針

バリアフリー社会を実現するためにはハード・ソフト両面の取組が必要です。特に、積雪寒冷地である札幌市で冬期にも安心して快適に移動することができる環境を整備するためには、ソフト面のバリアフリーがより必要です。

新たなバリアフリー基本構想では、誰もがお互いに思いやり支えあう未来のまちを目指し、以下のとおり理念を定めました。

また、理念を踏まえて重点整備地区の移動等円滑化の基本方針を以下のように定めました。

理念

お互いに思いやり支えあう「行ける」が広がるまちづくり

基本方針

1 生活関連施設等のバリアフリー化の推進・連続した歩行空間ネットワークの形成

- 生活関連施設及び車両において、着実な取組の推進により、高齢者、障がい者等、全ての施設利用者を対象としたバリアフリー化を段階的に図ります。
- 生活関連施設相互を結ぶ生活関連経路として、1つ以上のバリアフリー化された経路を確保して、連続した歩行空間ネットワークを形成することにより、その地区を利用する人が安全で快適に目的地まで到達できるようにします。
- 更に、ネットワーク全体の観点から、人通りが多くバリアフリー化の必要性が高い道路を生活関連経路に位置付けることにより、歩行空間ネットワークの充実化を図ります。

2 心のバリアフリーの推進

- 無理解や偏見を解消し、多様な人への思いやりや共感を高める「心のバリアフリー」に関する普及啓発の更なる推進により、ハード面ばかりでなくソフト面からもバリアフリー化された地域を目指します。

3 共生社会の実現に向けた市民・施設管理者・行政の協働

- 障がいの有無や年齢・性別・国籍・民族・文化の違い等に関わらず誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う「共生社会」の実現を目指し、各施設管理者による施設などのハード面のバリアフリー整備だけでなく、市民・企業・行政が施設利用者の立場に立ち、地域全体のバリアフリー化における役割を認識して、緊密に連携し協働します。

